

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

独立行政法人住宅金融支援機構

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務
②事務の概要	<p>【令和4年度税制改正を踏まえた対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅ローン控除の確定申告・年末調整については、令和4年度の税制改正において、住宅ローンの債権者が納税者に「年末残高証明書」を交付する方式から、住宅ローンの債権者が税務署に「年末残高調書」を提出し、税務署が納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式に変更する改正が行われた。・本改正への対応として、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)では、機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者より個人番号等の提出を受けるとともに、同提出内容及び年末残高情報を記載した「年末残高調書」を作成し、翌年1月31日までに税務署に提出することとした。 <p>※税務署は、提出された「年末残高調書」に基づき確定申告に必要な「年末残高情報」を納税者に提供し、納税者はその情報を利用して、確定申告書を作成し、税務署に提出する流れとなる。また、2年目以降においても、税務署は確定申告及び「年末残高調書」の内容から、「住宅控除証明書」を作成して納税者に交付し、納税者は「住宅控除証明書」を勤務先に提出して、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none">・機構は、特定個人情報の入手・保有及び「年末残高調書」の作成、提出に当たり、専門会社(国税庁長官の認定を受けたクラウドサービス認定事業者とする)。 <p>【税制改正への対応における特定個人情報の取扱い】</p> <p>個人番号及び特定個人情報ファイルを取り扱う事務は委託事業者に委託することとし、内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務・委託事業者は、ウェブサイトを通じて、納税者から個人番号を含む情報を収集する。2. 特定個人情報ファイルを使用する事務 <p>①年末残高調書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">・委託事業者は、個人番号を収集した納税者にかかる債務残高等を機構から入手し、年末残高調書を作成する。 <p>②税務署への年末残高調書の提出</p> <ul style="list-style-type: none">・委託事業者は、税務署へ年末残高調書を提出する。・なお、住宅ローン債権者が委託事業者を通じて「年末残高調書」を提出する方法は、国税に関する法令の定めにより、国税庁長官が認定した認定クラウドの利用のみ認められている。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・個人番号登録システム(仮称)・年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)・年末残高調書税務署提出システム(仮称)・総合オンラインシステム・認定クラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項及び別表第1第38項・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の2の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	CS・事務管理部
②所属長の役職名	CS・事務管理部長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号 独立行政法人 住宅金融支援機構 CS・事務管理部 電話 03-5800-8408
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号 独立行政法人 住宅金融支援機構 CS・事務管理部 電話 03-5800-8408

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和10年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査
		<input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

